

議案第54号

放射能対策費用に係る損害賠償請求に関する和解（第一次）について

上記の議案を提出する。

平成25年7月16日

提出者 杉並区長 田 中 良

放射能対策費用に係る損害賠償請求に関する和解（第一次）について

東京電力株式会社に対する賠償請求（平成23年度分）に係る賠償金の額について、次のとおり和解（第一次）をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

1 当事者

杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

甲 杉並区

千代田区内幸町一丁目1番3号

乙 東京電力株式会社

2 和解（第一次）の内容

乙は、甲に対し、平成23年3月11日に発生した乙の福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による放射能対策のため、甲が平成23年度に支出した食品衛生法に基づく検査及び学校給食等の検査に要した費用として請求した賠償金28,932,030円のうち25,954,220円について支払義務があることを認めたため、これを支払う。

3 事案の概要

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故に起因して、甲が実施した放射能対策の費用（平成23年度分）について、甲が被った損害の賠償として当該原子力発電所の設置者である乙に損害賠償請求を行ったところ、乙から賠償金の額の提示があったのでこれに合意する。

（提案理由）

放射能対策費用に関し、東京電力株式会社と早期に解決を図る必要があるため。